

令和7年度国民健康保険料の目安

(この表は、世帯のうち1人だけに所得がある場合のものです。)

給与収入 の場合	総所得 金額等	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯	
		基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分+ 介護分	基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分+ 介護分(2人)	基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分+ 介護分(2人)	基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分+ 介護分(2人)
980,000円	430,000円	17,600円	23,000円	26,700円	35,300円	35,800円	44,400円	44,900円	53,500円
1,000,000円	450,000円	31,300円	41,000円	46,400円	61,300円	61,500円	76,400円	76,700円	91,600円
1,250,000円	700,000円	54,400円	71,100円	69,500円	91,400円	84,600円	106,500円	99,800円	121,700円
1,500,000円	950,000円	95,100円	124,300円	92,600円	121,500円	107,700円	136,600円	122,900円	151,800円
1,750,000円	1,148,800円	125,200円	163,600円	137,700円	180,800円	126,100円	160,600円	141,300円	175,800円
2,000,000円	1,320,000円	141,000円	184,300円	153,600円	201,500円	141,900円	181,200円	157,100円	196,400円
2,250,000円	1,493,600円	157,100円	205,200円	169,600円	222,400円	193,800円	246,600円	173,100円	217,300円
2,500,000円	1,670,000円	173,400円	226,500円	203,700円	267,200円	210,100円	267,800円	234,400円	292,100円
2,750,000円	1,843,600円	189,400円	247,400円	219,700円	288,100円	226,100円	288,700円	250,400円	313,000円
3,000,000円	2,020,000円	205,800円	268,700円	236,000円	309,300円	242,500円	310,100円	266,700円	334,300円
3,250,000円	2,193,600円	221,800円	289,600円	252,100円	330,300円	282,500円	360,700円	282,800円	355,300円
3,500,000円	2,370,000円	238,100円	310,900円	268,400円	351,500円	298,700円	381,800円	299,100円	376,500円
3,750,000円	2,558,400円	255,500円	333,600円	285,800円	374,200円	316,100円	404,500円	316,400円	399,100円
4,000,000円	2,760,000円	274,200円	357,900円	304,400円	398,500円	334,700円	428,800円	365,100円	459,200円
4,250,000円	2,958,400円	292,500円	381,800円	322,800円	422,500円	353,000円	452,700円	383,400円	483,100円
4,500,000円	3,160,000円	311,100円	406,100円	341,400円	446,700円	371,800円	477,100円	402,000円	507,300円
4,750,000円	3,358,400円	329,400円	429,900円	359,700円	470,600円	390,100円	501,000円	420,400円	531,300円
5,000,000円	3,560,000円	348,000円	454,200円	378,300円	494,900円	408,700円	525,300円	439,000円	555,600円
5,250,000円	3,758,400円	366,400円	478,200円	396,600円	518,800円	427,000円	549,200円	457,300円	579,500円
5,500,000円	3,960,000円	385,000円	502,400円	415,400円	543,200円	445,600円	573,400円	475,900円	603,700円
5,750,000円	4,158,400円	403,300円	526,300円	433,700円	567,100円	464,000円	597,400円	494,200円	627,600円
6,000,000円	4,360,000円	421,900円	550,600円	452,300円	591,400円	482,600円	621,700円	512,900円	652,000円
6,250,000円	4,558,400円	440,300円	574,600円	470,600円	615,200円	500,900円	645,500円	531,300円	675,900円
6,500,000円	4,760,000円	459,000円	598,900円	489,200円	639,500円	519,500円	669,800円	549,900円	700,200円
7,000,000円	5,200,000円	499,600円	651,900円	529,900円	692,600円	560,200円	722,900円	590,500円	753,200円
7,500,000円	5,650,000円	541,200円	706,100円	571,500円	741,500円	601,800円	771,800円	632,100円	802,100円
8,000,000円	6,100,000円	582,700円	752,700円	613,100円	783,100円	643,400円	813,400円	673,700円	843,700円

65歳以上の年金収入の方※		1人世帯	2人世帯
年金収入 (65歳以上)	総所得 金額等	基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分
1,250,000円	150,000円	17,600円	26,700円
1,500,000円	400,000円	17,600円	26,700円
1,750,000円	650,000円	49,700円	64,900円
2,000,000円	900,000円	90,400円	88,000円
2,250,000円	1,150,000円	125,400円	111,100円
2,500,000円	1,400,000円	148,500円	160,900円
2,750,000円	1,650,000円	171,600円	184,000円
3,000,000円	1,900,000円	194,700円	225,000円
3,250,000円	2,150,000円	217,800円	248,100円
3,500,000円	2,350,000円	236,200円	266,600円
3,750,000円	2,537,500円	253,600円	283,900円
4,000,000円	2,725,000円	270,900円	301,300円
4,250,000円	2,927,500円	289,600円	319,900円
4,500,000円	3,140,000円	309,200円	339,600円
4,750,000円	3,352,500円	328,900円	359,200円
5,000,000円	3,565,000円	348,500円	378,800円
5,250,000円	3,777,500円	368,100円	398,500円
5,500,000円	3,990,000円	387,800円	418,000円
5,750,000円	4,202,500円	407,400円	437,700円
6,000,000円	4,415,000円	427,000円	457,400円
6,250,000円	4,627,500円	446,700円	477,000円
6,500,000円	4,840,000円	466,300円	496,600円
6,750,000円	5,052,500円	486,000円	516,300円
7,000,000円	5,265,000円	505,600円	535,900円
7,250,000円	5,477,500円	525,200円	555,500円
7,500,000円	5,690,000円	544,900円	575,200円
8,000,000円	6,145,000円	586,900円	617,200円

※年金収入の公的年金等控除額は65歳以上(前年の12月31日現在)の方として、総所得金額等を計算しております。

●令和7年度の国民健康保険料の算定の基となるのは、令和6年1月から12月(2024年中)の総所得金額等です。

※総所得金額等とは、〔給与収入-給与所得控除〕、〔事業収入-必要経費〕、〔年金収入-公的年金等控除〕等で社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。
また、退職所得以外の分離課税所得金額(土地・建物の譲渡所得〔特別控除後の額〕や株式等の譲渡所得など)も総所得金額等に含まれます。

(注1) 40歳から64歳までの方は、基礎分+支援分+介護分欄をご覧ください。それ以外の方は、基礎分+支援分をご覧ください。

(注2) 非自発的失業者軽減(倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方の保険料軽減)に該当する場合は、給与所得を100分の30とみなして保険料の算定を行います。

(注3) 国民健康保険料は所得金額が確定する6月に算定を行っており、4月から翌年3月の保険料を6月から翌年3月の10回で納付していただきます。

※保険料についてのお問い合わせは、住所地の区役所保険年金担当課または西部出張所保険係へお願いします。